

松江市告示第 251 号

松江市販路開拓支援事業補助金交付要綱（平成 25 年松江市告示第 143 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前								
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者<u>のうち、市内に事業所を有するもの</u>をいう。</p> <p><u>(2) 製造業 日本標準産業分類(平成25年10月改定)に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。</u></p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> Web商談 _____            _____中小企業者がインターネットを活用して実施する対面型でない商談及び営業活動をいう。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第3条 略</p> <table border="1" data-bbox="207 1848 774 1960"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>補助金交</td> <td>_____中小企業者が</td> </tr> </table>	略		補助金交	_____中小企業者が	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者_____をいう。</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> Web商談 <u>製造業を主たる事業として営む</u>中小企業者がインターネットを活用して実施する対面型でない商談及び営業活動をいう。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第3条 略</p> <table border="1" data-bbox="817 1848 1383 1960"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>補助金交</td> <td><u>市内の意欲ある</u>中小企業者が</td> </tr> </table>	略		補助金交	<u>市内の意欲ある</u> 中小企業者が
略									
補助金交	_____中小企業者が								
略									
補助金交	<u>市内の意欲ある</u> 中小企業者が								

付の目的	<p>自社製品や自社の技術力を紹介するために島根県外(海外を含む。以下「県外」という。)で開催される展示会等に出展する場合又はWeb商談を実施する場合に必要な<b>経費</b>の一部を補助することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図る。</p>
略	
補助対象経費	<p>別表に掲げる経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該他の補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。</p>
略	
補助事業者の範囲	<p><u>次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</u></p> <p>(1) <u>展示会等出展事業 補助事業の完了時に市税を滞納していない中小企業者</u></p> <p>(2) <u>Web商談推進事業 製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税</u></p>

付の目的	<p>自社製品や自社の技術力を紹介するために島根県外(海外を含む。以下「県外」という。)で開催される展示会等に出展する場合又はWeb商談を実施する場合に必要な<b>費用</b>の一部を補助することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図る。</p>
略	
補助対象経費	<p><b>補助対象経費は、販路開拓に要する</b>別表に掲げる経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該他の補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。</p>
略	
補助事業者の範囲	<p><u>展示会等出展事業にあつては次に掲げる(1)及び(2)の要件を満たす事業者とし、Web商談推進事業にあつては(1)から(3)までの要件を満たす事業者とする。</u></p> <p>(1) <u>市内に事業所を有する中小企業者であること。ただし、市外の事業所が中心的に補助事業を実施する場合を除く。</u></p>

	<u>を滞納していないもの</u>
終期	<u>令和6年3月31日</u>

**第5条～第6条** 略  
附 則

- 1 略  
(読替規定)
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第5条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

別表(第3条関係)

(1) 展示会等出展事業

経費区分	内 容
	略
商品・技術のPR__ __経 費	パンフレット等の印刷物(制作費用を含む。)_____ _____ _____ <u>動画作成、特設ステージにおける告知等</u>

	(2) <u>補助事業の完了時に市税を滞納していないこと。</u> (3) <u>製造業を主たる事業として営んでいること。</u>
終期	<u>令和5年3月31日</u>

(軽微な内容の変更)  
**第5条** 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

**第6条～第7条** 略  
附 則

- 1 略  
(読替規定)
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第6条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

別表(第3条関係)

(1) 展示会等出展事業

経費区分	内 容
	略
商品・技術のPR <u>媒</u> <u>体作成</u> 経 費	パンフレット等の印刷物(制作費用を含む。) <u>。ただし、補助対象経費の上限は、30万円とする。</u>

略	
交通費	<p>(1) 展示担当2名分の<u>公共交通機関利用に係る経費</u></p> <p>(2) 展示会等への出展後の商談先への1回の営業活動(訪問又はバイヤー招致)に係る1名分の<u>公共交通機関利用に係る経費</u></p> <p>(3) 展示会等への出展時の<u>高速道路及び駐車場の利用に係る経費(社用車を利用する場合に限る。)</u></p>
略	
役務費	<u>翻訳、食品検査費、商標等権利取得経費等</u>
その他	その他市長が特に必要と認める経費

**備考**

- 1 「商品・技術のPR媒体作成経費」の補助対象経費の上限は、30万円とする。
  - 2 補助金の交付の決定前に、出展小間料又は旅券の購入等に伴う交通費を支払った場合において、前払いをすることがやむを得ないと市長が認める場合に限り、当該前払いした経費を補助対象経費として計上することができる。
- (2) Web商談推進事業

略	
交通費	<p><u>次のとおりとする。ただし、いずれも宿泊費は対象外とする。</u></p> <p>(1) 展示担当2名分の<u>交通費</u></p> <p>(2) 展示会_____出展後の商談先への1回の営業活動(訪問又はバイヤー招致)に係る1名分の<u>交通費</u></p> <p>_____</p>
略	
その他	その他市長が特に必要と認める経費

- (2) Web商談推進事業

経費区分	内 容
機材費	<u>Web商談に専用で使用するOA機器等(パソコン、タブレット、</u> モニターディスプレイ、外付け カメラ、マイク、イヤホン等_
	_____)防音・吸音パーテ ーション、防音ブース等の導入 経費(自ら必要備品を製作又は 改造する場合は、その材料費)
役務費	上記の <u>OA機器等</u> の運搬費、設置 費等
略	

備考 略

経費区分	内 容
機材費	_____ _____ モニターディスプレイ、外付け カメラ、マイク、イヤホン等 <u>の</u> <u>OA機器(パソコン、タブレット</u> <u>等を除く。)</u> 防音・吸音パーテ ーション、防音ブース等の導入 経費(自ら必要備品を製作又は 改造する場合は、その材料費)
役務費	上記の <u>機器等</u> の運搬費、設置 費等
略	

備考 略

#### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。